

# 香川県報



号 外

平成 18 年

1 月 1 日(日曜日)

## 目次

### 告 示

字の名称の変更

地方自治法施行令の規定による三豊市の区域の人口

●公平委員会の事務の受託

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

（自治振興課）

（ ） 一

（ ） 二

## 告 示

香川県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、三豊市の区域内において、次の表の下欄に掲げる字の名称を当該上欄に掲げる字の名称に変更し、平成十八年一月一日から施行する旨、三豊市長職務執行者から届出があった。

平成十八年一月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上欄（変更後の大字）	下欄（変更前の大字）
高瀬町下麻	大字下麻
高瀬町上麻	大字上麻
高瀬町羽方	大字羽方
高瀬町佐股	大字佐股
高瀬町上勝間	大字上勝間
高瀬町下勝間	大字下勝間

高瀬町上高瀬	大字上高瀬
高瀬町新名	大字新名
高瀬町比地中	大字比地中
高瀬町比地	大字比地
山本町辻	大字辻
山本町河内	大字河内
山本町大野	大字大野
山本町財田西	大字財田西
山本町神田	大字神田
三野町大見	大字大見
三野町下高瀬	大字下高瀬
三野町吉津	大字吉津
豊中町下高野	大字下高野
豊中町岡本	大字岡本
豊中町比地大	大字比地大
豊中町笠田笠岡	大字笠田笠岡
豊中町笠田竹田	大字笠田竹田
豊中町上高野	大字上高野
豊中町本山甲	大字本山甲
豊中町本山乙	大字本山乙
詫間町松崎	大字松崎
詫間町詫間	大字詫間
詫間町香田	大字香田
詫間町大浜	大字大浜

詫間町積	大字積
詫間町箱	大字箱
詫間町生里	大字生里
詫間町粟島	大字粟島
詫間町志々島	大字志々島
仁尾町仁尾	大字仁尾
仁尾町家の浦	大字家の浦
財田町財田上	財田上
財田町財田中	財田中

香川県告示第二号

平成十八年一月一日から三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町及び同郡財田町を廃し、その区域をもって新たに三豊市を置くことに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定による三豊市の人口を次のとおり告示する。

平成十八年一月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市の名称	人 口
三豊市	七二、一七八人

香川県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、香川県は、三豊市の公平委員会の事務を次の規約により受託する。

平成十八年一月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三豊市と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約  
(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、三豊市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。